

特定漁港漁場整備事業計画変更書

境 港 地 区

令和8年1月8日公表

農林水産省

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由
境漁港については高度衛生管理対策及び災害に強く安全な地域づくりを進めるため、平成 26 年 10 月に事業計画を策定し、荷さばき所等の整備を進めてきたところであるが、8 号上屋整備予定地の燃油配管移設及びソーラスフェンス移設の調整に時間を要したことから、以下のとおり事業計画の一部を変更する。 1 工事の完了予定年度の延長 (1) 計画施設の整備期間の延長 【⑧荷さばき所の整備期間延長（8 号上屋）】 事業計画に基づき実施する整備のうち、令和 4 年 4 月の変更で追加した 8 号上屋の新設に伴い、整備予定地に位置する既設の全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」）境港油槽所の燃油配管及び受払ピット（以下「燃油配管等」）が使用できなくなることから、燃油配管等の移設が必要となった。また、整備予定地は漁港区域に隣接する臨港地区でソーラス区域が設定されていることから、港湾を管理する境港管理組合とソーラス区域の変更を協議した。 令和 3 年 10 月から全漁連及び境港管理組合と各施設の移設先について協議を開始したものの、移設先の調整が難航したため、全漁連の移設工事が令和 6 年 2 月着工、令和 7 年 4 月完成、境港管理組合の移設工事が令和 6 年 9 月着工、令和 7 年 6 月完成となった。これにより計画施設の整備期間である令和 7 年度までに 8 号上屋の工事が完了しないため、令和 8 年度までに延長する。 以上は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 6 条の各号に掲げる基準に該当しないため、軽微な変更とする。

2 変更後の目的

目 的

(1) 地域の特徴

境港地区は鳥取県西端に延びる弓ヶ浜半島と島根半島に囲まれた境水道に位置し、古くから天然の良港として利用され、文久元年（1860 年）には御手船役所が設けられ、瀬戸内海、九州方面、但馬や北陸方面国との木造和船による交易が行われ、明治 23 年（1890 年）に県支弁港として、さらに明治 37 年（1904 年）には開港指定を受け、対外交易が進められた。昭和 28 年（1953 年）には第 3 種漁港の指定を受け、巾着網による水揚量の飛躍的な増大により、昭和 48 年（1973 年）特定第 3 種漁港の指定を受け、その背後に現存の卸売市場が整備され、日本海沖合漁業の中核基地として全国的な水産物の生産・流通の拠点を担ってきた。

(2) 水産業の沿革と現状

境漁港における水産物の取扱量は、マイワシ資源の増加により昭和 61 年（1986 年）から平成 6 年（1994 年）まで 9 年連続で 50 万トン以上を記録し、平成 4 年（1992 年）から平成 8 年（1996 年）までの 5 年間は全国 1 位であったが、その後、急激に減少し、長期的な資源変動の低迷期に入った。現在、境漁港を基地とする漁業は、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業等の沖合漁業を中心として、令和 5 年の水産物取扱量は 121,600 t、取扱金額 25,570 百万円となっている。

魚種別には、まき網漁業によるアジ、サバやイワシ類、かにかご漁業によるベニズワイガニが漁獲の多くを占めているが、各種沿岸漁業も含め、春はサヨリ、メバルやカレイ類、夏には本マグロ（クロマグロ）、白イカ、スズキやイワガキ、秋にはハタハタ、シラス（イワシ類稚魚）やサワラ、冬には山陰の冬の味覚の王様である松葉がに（ズワイガニ）、ブリやスルメイカ等、四季折々、多種多様な水産物の水揚げがなされている。特に、クロマグロ及びベニズワイガニは、全国トップクラスの水揚量を維持している。

境港市が水産都市として急成長した背景には加工から流通に至る一貫した機能と設備が整備されたことにある。境港水産物地方卸売市場はかねてより「関西の台所」として関西圏への水産物の供給に大きな役割を果たしてきたほか、関東への出荷も増やしてきた。昭和 44 年（1969 年）に昭和工業団地内に加工団地が形成され、各加工業の設備の近代化や増大する水揚げに対応した工場の拡大が行われ、昭和 48 年（1973 年）には加工排水の共同処理施設等が整備された。

近年では、東日本大震災で被災した宮城県女川町のギンザケ養殖業が鳥取県に移転し、境港市地先の美保湾において平成 23 年 12 月からギンザケ（商品名：境港サーモン）の養殖に取り組んでいる。2 年間の養殖試験の後、平成 25 年から事業化、平成 28 年漁期には 1,600 トンを超える生産量となった。現在、目標生産量を当初の 2,000 トンから 3,000 トンに変更し、目標達成に向け、大規模養殖システムの実用化研究が行われているほか、平成 30 年には県内に独自のギンザケ産卵センターが整備された。また、平成 27 年には養殖魚の陸揚げ岸壁に隣接した加工場を建設し、原料処理から梱包までを一貫工程を構築、原魚搬入から箱詰めまで最短 10 分で処理が可能となるなど、生産・加工ともに養殖業発展に向けた整備が行われている。

境港における水産物輸出は、加工向け並びに現地食用としての冷凍魚（マイワシ、サバ、ブリ等）

を中心に、韓国、中国、ベトナム等の東南アジア諸国のほか、近年では南アフリカ等のアフリカ諸国への輸出もみられ、輸出量は年間1万トンから3万トン程度と推定される。境港産冷凍魚の輸出は、主に県外の取引先（商社）が行っており、神戸、福岡等、境港（さかいこう）以外からの輸出も多い。

（３）漁港漁場整備の沿革

境漁港は大正年間になって、まき網漁業の発達とともに漁港整備が始まり、昭和30年（1955年）の第2次漁港整備長期計画から本格的に進められ、昭和42年（1967年）に境外埋立地（現昭和町）を造成し、昭和48年（1973年）から昭和52年（1977年）に荷揚げ施設である3号から5号上屋を建設し、昭和55年（1980年）に2号上屋、昭和59年（1984年）から昭和60年（1985年）に1号上屋、昭和63年（1988年）に活魚上屋を建設した。平成6年の第9次漁港整備長期計画以降、大型漁船に対応した係留施設等の改良が行われた。

平成12年10月6日に鳥取県西部地震が発生し、境漁港では埋立地である陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。平成14年（2002年）までに、市場トイレ、仲卸店舗トイレ新設・改修を行った。

近年では、水産物の衛生管理の向上を目指して、平成14年（2002年）には海水殺菌装置を1号上屋、2号上屋及び7号上屋に整備し、平成16年（2004年）に1号上屋防風防暑施設、平成17年（2005年）に2号上屋防風防暑施設を整備した。

（４）当該事業計画の目的

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進及び消費者に安心・安全な水産物を提供できるように、境漁港で水揚げされる水産物の高度衛生管理を強化し、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業、各種沿岸漁業に対応した、高度衛生管理荷さばき所の整備を実施する。

また、当地区の冷凍・冷蔵施設は老朽化等により冷凍保管能力が減少しているほか、漁港区域内に冷凍・冷蔵施設は整備されておらず、水産物の安定供給及び高度衛生管理体制に支障をきたすおそれがあることから、漁港区域内での陸揚げから出荷、冷凍まで一貫した高度衛生管理体制を構築するため、荷さばき所（1号上屋）背後に冷凍・冷蔵施設を整備する。

また、本事業を核として、付加価値の向上と大量水揚げ・迅速処理に対応できるような集荷・販売力の強化に努め、観光連携によって地域活性化を推進する。

② 国内での水産物消費の縮小・魚価低迷の中、海外の水産物消費の伸びに加え、平成28年12月にTPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的・先進的な協定）、平成31年2月に日EU・EPA（日EU経済連携協定）及び令和2年1月に日米貿易協定が発効され、輸出先国の関税撤廃等により国際市場の開放が進む中、新たな消費市場として海外市場の開拓が求められる。漁港及び市場の高度衛生管理化と合わせて冷凍・冷蔵施設を整備することにより、海外市場に対する訴求力を高め、水産関係団体及び水産加工業者との連携した取組により、市場・流通・加工まで含めた境港地域をあげた輸出拡大を目指す。

③ 災害に強く安全な地域づくりの推進

地震・津波等の災害時に漁業の早期再開を図るため、陸揚岸壁の耐震化を行う。

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	境港地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	鳥取県	関係市町村名	境港市
地域指定	—		
整備対象漁港名	境漁港	整備対象漁場名	—

ハ 位置図

位置図



写真①



境漁港全体図

(平成 25 年 5 月 10 日撮影)

写真②



荷さばき所（2号上屋）

（平成 25 年 6 月 4 日撮影）

写真③



荷さばき所（1号上屋）

（平成 26 年 3 月 12 日撮影）

写真④



荷さばき所（3号から5号上屋）（平成25年9月6日撮影）

写真⑤



マグロを冷すために床の上に氷を敷きその上にマグロを陳列しているので、床から汚染される可能性がある。（平成25年7月9日撮影）

写真⑥



ブルーシート上に直接長靴で乗っており、危害が持ち込まれる可能性がある。

平成 25 年 12 月 17 日撮影)

写真⑦



セリ人が陳列されたタンクの上に乗るため、長靴に付着した危害が持ち込まれる可能性がある。

(平成 25 年 12 月 17 日撮影)

写真⑧



岸壁に屋根がないため、風雨等により品質劣化する可能性がある。

(平成 25 年 12 月 17 日撮影)

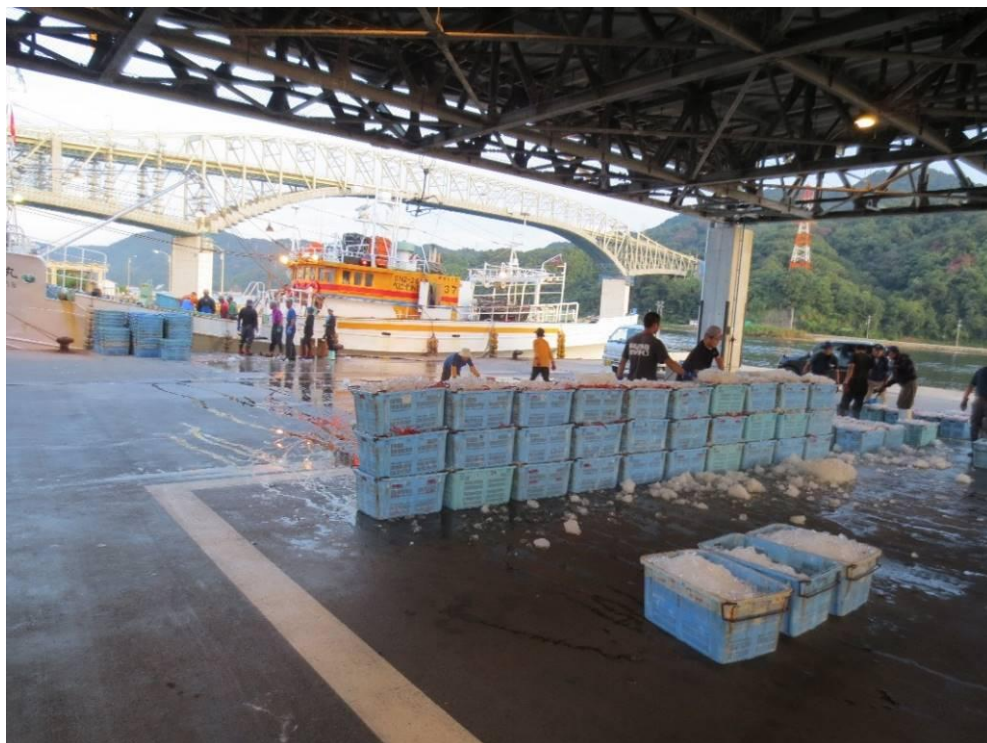
写真⑨



トラックからの血水の排出により、荷さばき所内が汚染される可能性がある。

(平成 25 年 6 月 5 日撮影)

写真⑩



鳥が自由に荷さばき所内を飛来できるため、鳥糞などの危害が混入するおそれがある。

(平成 25 年 9 月 6 日撮影)

写真⑪



漁港利用者の駐車場が不足しており、臨港道路に駐車している。(平成 25 年 6 月 5 日撮影)

写真⑫



荷さばき所（7号上屋）（令和3年11月18日撮影）

写真⑬



荷さばき所（8号上屋）（令和3年11月18日撮影）

写真⑭



冷凍・冷蔵施設（整備場所）（令和4年12月6日撮影）

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

① 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

【現況、課題】

境漁港は陸揚げ岸壁の延長が不足しており、盛漁期等には2艘着けや他漁港への回避により対応している。十分なけい留スペースが確保できないことが大中型まき網船団の境漁港への入港を減らしている一因にもなっている。

境漁港の強みは、漁獲物の処理能力の高さにある。しかし、水揚港としては上屋や岸壁が狭く、まき網漁業とベニズワイガニのかにかご漁業が同じ岸壁を使うなど、複数の漁業種類が輻輳して利用しており、それぞれの漁業種類の衛生管理や水揚げの効率化に迅速かつ的確に対処することが難しいのが現状である。

国民の水産物の衛生管理に対する関心は高く、水産物の陸揚げ場所である漁港においても高度な衛生管理が求められている。3号から5号上屋は屋根だけで壁がないため、市場利用者は風雨等にさらされるほか、カモメなどの鳥類が自由に侵入し危害の混入のおそれがあり、水産物を取り扱う場所としては十分な環境になっていない。沖合底びき網漁業や沿岸漁業の漁獲物を取り扱う2号上屋は壁やシャッターが整備されているものの、場内は人、水産物及び車両が渾然一体となっており、排気ガスによる水産物の汚染も懸念される。

また、トラック直積みで搬出されたまき網漁業の水産物は漁港区域外の冷凍・冷蔵施設へ搬出され、冷凍保管されており、鮮度の低下が懸念されるほか、魚体選別時の防鳥対策が徹底されていないなど、衛生管理の行き届いた冷凍・冷蔵施設が不足している。

水産物輸出には、輸出国のニーズに合わせた魚種や陸揚げから一貫した鮮度・品質・衛生管理が必要であるが、現状では、陸揚げから荷さばき、出荷の各段階において、衛生管理上、水産物への危害混入が懸念される問題点があり、漁港・市場施設が海外市場に対する訴求力の向上につなげていない。さらに、輸出に不可欠な冷凍保管能力は冷凍・冷蔵施設の老朽化等により減少しており、現在では凍結能力は1.2千トン／日程度、保管能力は66千トン程度に留まっている。このため、凍結能力や保管能力の不足により、市場関係者や生産者が協議して行う漁獲規制が行われ、漁獲量の減少が輸出拡大の妨げとなっている。加えて、輸出国の品質・鮮度に対する要求は強くなっており、市場と一体的に運用される高度衛生管理に対応した冷凍・冷蔵施設が求められている。市内の水産加工会社において、対米輸出HACCP取得等で輸出促進に向けて取り組んでいる中、境漁港、市場の衛生管理に向けた整備は、地域を挙げた輸出促進に不可欠である。

【整備方針】

国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、境漁港の陸揚げ岸壁とその背後の魚市場が立地する荷さばき所、冷凍・冷蔵施設を対象範囲とし、取り扱われる水産物が、陸揚げから荷さばき、出荷、冷凍・冷蔵に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的の危害が加わらないよう、高度な衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所、冷凍・冷蔵施設の一体的な整備を行うこととする。

② 災害リスクへの対応力強化

【現況、課題】

境漁港は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震において陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大

な被害を受けた。災害発生時の地域住民、漁港・市場利用者、来訪者の安全確保や、災害発生後速やかに水揚げが再開できる「災害に強い漁港・市場づくり」が求められている。

【整備方針】

今般の地震・津波の被災経験を踏まえ、漁港利用者の避難対策や市場機能の継続又は被災後速やかな活動再開が図れるよう岸壁の耐震化を行う。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し
(変更時の現況)

(令和2年12月現在)
令和5年12月現在

整備対象漁港名 境漁港 (特定第3種)	(100,032) 属地陸揚量 121,600 トン	(19,185) 属地陸揚金額 25,570 百万円	(67,856) 属人漁獲量 81,573 トン
	(213) 登録漁船隻数 166 隻	(280) 利用漁船隻数 254 隻	(32) 漁船以外利用船舶隻数 31 隻
	主な漁業種類 まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いかに釣漁業、その他沿岸漁業		主な魚種 アジ、マイワシ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ブリ類、クロマグロ、等

(将来見通し)
(目標年：令和7年)
目標年：令和8年

整備対象漁港名 境漁港 (特定第3種)	(101, 327)	(21, 328)	
	属地陸揚量 107, 851 トン	属地陸揚金額 22, 382 百万円	
	(187)	(243)	(34)
	登録漁船隻数 149 隻	利用漁船隻数 228 隻	漁船以外利用船舶隻数 31 隻
将来見通しの考え方			
平成26年から令和 5 年の10年間のデータを分析した上で、線形近似、対数近似、指数近似、3 カ年平均を算出し、相関係数を勘案して以下のとおり推計した。 【属地陸揚量】 年変動はあるものの（平成29年 130, 214トン、令和元年 86, 952トン）、令和元年と 3 年を除けば平成26年以降100, 000トン以上で推移している。予測計算の相関係数が低いため、直近 3 カ年（令和 3 年から 5 年）の値の平均値107, 851トンを推計値とした。 【属地陸揚金額】 平成26年から令和 5 年の属地陸揚げ金額は、18, 000百万円から25, 000百万円で推移している。予測計算			

の相関係数が低いため、直近３カ年（令和３年から５年）の値の平均値22,382百万円を推計値とした。

【登録漁船隻数】

登録漁船隻数は平成26年以降減少傾向であり、令和３年には158隻にまで減少し、その後横ばいとなっている。５トンから10トンの登録漁船は相関係数の高い指数式、50トンから100トンの登録漁船は相関係数の高い線形式で推計された値を採用し、その他の登録漁船は相関係数が低いので、直近３カ年（令和３年から５年）の値の平均を推計値とした。

【利用漁船隻数】

平成26年には303隻あった利用漁船隻数は増減を繰り返しながら全体として減少傾向にあり、令和５年には254隻まで減少している。その内訳としては、増加した階層は、10トンから20トンが24隻、100トンから200トンが１隻、200トンから500トンが９隻であり、その他の階層では減少している。

利用漁船隻数のうちの地元漁船隻数は、登録漁船隻数とほぼ同じなので、将来見通しの隻数は登録漁船の見通しと同じ隻数とした。

利用漁船隻数のうち、外来漁船隻数は、相関係数が低いので、直近３カ年（令和３年から５年）の値の平均値を推計値とした。

【漁船以外利用船舶隻数】

貨物・連絡船は平成26年以降９隻から12隻の間で変動し相関係数が低いので、直近３カ年（令和３年から５年）の値の平均を推計値とした。

プレジャーボートは20隻から35隻の間で増減を繰り返しており、相関係数が低いので、直近３カ年（令和３年から５年）の値の平均を推計値とした。

（２）変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

（漁港施設）

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者名
鳥取県	境漁港	特定３種	本土	鳥取県		鳥取県
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和８年１月第５回変更		備 考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
水域施設	－6.0m泊地	m ²	7,300	m ²	7,300	①
係留施設	－6.0m岸壁（改良）	m	157	m	157	③ 2号耐震強化
係留施設	－6.0m岸壁（改良）	m	245	m	245	④ 5号から7号増深
輸送施設	道路	m	700	m	700	⑤

漁港施設用地	用地（人工地盤）	m ²	12,090	m ²	12,090	⑥駐車場
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所	式	1	式	1	⑧1号から8号

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者名
鳥取県	境漁港	特定3種	本土	山陰旋網漁業協同組合、境港市		鳥取県
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年1月第5回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	冷凍・冷蔵施設	式	1	式	1	⑨

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	平成 26 年度	完了予定年度	(令和7年度) 令和8年度
--------	----------	--------	------------------

ハ 計画平面図

計画平面図	別紙のとおり
-------	--------

二 漁獲物の衛生管理に関する事項

漁獲物の衛生管理に関する事項							
前述「イ 主要施設の種類、規模及び配置等」のうち、国の策定する「高度衛生管理基本計画」に基づく整備内容は、以下の通り。							
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		令和8年1月第5回変更		事業主体	備 考
		単位	計画数量	単位	計画数量		
水域施設	－6.0m泊地	m ²	7,300	m ²	7,300	鳥取県	①
係留施設	－6.0m岸壁(改良)	m	157	m	157	鳥取県	③2号 耐震強化
係留施設	－6.0m岸壁(改良)	m	245	m	245	鳥取県	④5号から

							7号増深
輸送施設 漁港施設用地	用地	m ²	12,090	m ²	12,090	鳥取県	⑥駐車場
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所	式	1	式	1	鳥取県	⑧1号から8号
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	冷凍・冷蔵施設	式	1	式	1	山陰旋網漁業協同組合 境港市	⑨

◆施設設計に当たっては、地震等の想定される外力に対し所要の安定性を確保する。

◆施設規模については、漁獲物の取扱量を考慮し、高度な衛生管理を行う上で必要な規模とする。

◆荷さばき所、冷凍・冷蔵施設の整備に当たっては、必要に応じて、清浄な海水の取水・排水施設、水産物の保管に適した温度調整が可能な機能、人・車の出入場の際の洗浄施設、水産物の情報処理施設、取水した海水の冷却装置、衛生管理に必要な魚体選別機等を導入する。

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	令和8年1月第5回変更
計画事業費	25,638（百万円）	25,638（百万円）

5 変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果
①水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進 特定第3種漁港であり、水産物の流通拠点である境漁港において、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工、冷凍・冷蔵までの一貫した高度衛生管理対策に取り組むことによって、消費者に安心・安全な水産物を提供するとともに、品質・衛生面で輸入水産物に対する我が国の水産物の国際競争力を強化する。 ②災害に強く安全な地域づくりの推進 現在、境漁港で日常的に水揚げに使用されている陸揚岸壁は耐震化が行われておらず、万が一地震などにより被災した場合、水産物の流通に重大な影響を与えるため、岸壁を耐震化し安定した水産物の流通確保を図る。これにより震災時においても、安定して水揚げを行うことのできる災害に強い安全な漁港を形成する。
2. 地域に与える影響
境漁港は、特定第3種漁港として、全国、特に西日本への主要消費地市場への水産物の安定供給、クロマグロ、ベニズワイガニ、ズワイガニ等の高級なものの産地として重要な役割を果たしている。近年、安全で安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、早急に漁港において取り扱う水産物の衛生管理の強化を図ることが求められている。 本事業で、衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所、冷凍・冷蔵施設の一体的な整備とともに、市場関係者自らによる衛生管理体制の強化を図ることにより、国民に安全・安心な水産物を提供するものであり、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定が実現される。 また、境漁港の背後には水産加工団地が控えており、漁港・市場の衛生管理の強化を図ることは加工場と一体的な衛生管理の向上が期待でき、加工場の衛生管理強化の促進、境港ブランドの強化や冷凍・冷蔵機能の向上により輸出増大に期待できる。

3. 費用対効果分析結果		
社会的割引率	4.0%	投資期間 平成26年から令和8年
現在価値化の基準年度	令和7年	施設の耐用年数 荷さばき所：38年、岸壁・道路：50年、 冷凍・冷蔵施設：20年
貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	令和8年1月第5回変更
貨幣化した効果項目	①水産物生産コストの削減効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑤漁業就業者の労働環境改善効果 ⑧生命・財産保全・防御効果	①水産物生産コストの削減効果 ②漁獲機会の増大効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑤漁業就業者の労働環境改善効果 ⑧生命・財産保全・防御効果
総便益額B	37,379 百万円	44,946 百万円
総費用額C	32,858 百万円	43,669 百万円
費用便益比率 (B/C)	1.14	1.03
参考	純現在価値：B-C 4,521 百万円	純現在価値：B-C 1,277 百万円
	内部収益率：(IRR) 5.03 %	内部収益率：(IRR) 4.22 %
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		
高度衛生管理対応の荷さばき所や冷凍・冷蔵施設を整備することで、境漁港で陸揚げされる水産物のブランド価値を高めるとともに、安全・安心な水産物を提供できることから、販路の拡大が期待できる。また、境港水産物直売センター、水木しげるロード等との観光連携を進めることによって地域の活性化が促進される。 耐震強化岸壁を整備することで、震災時にも漁業の早期再開が図られ、水産物の陸揚げが可能となり、震災による地域経済の停滞を回避することができる。		

6 水産物の衛生管理に関する事項

水産物の衛生管理に関する事項	
<衛生管理の基本的な考え方> 取り扱われる水産物について、陸揚げから荷さばき、出荷、冷凍・冷蔵に至る各工程において（生物的、化学的あるいは物理的）危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施及び記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。 <高度衛生管理導入の対象エリアと対象水産物> 荷さばき所内でセリ・入札を行う1号から2号上屋・陸送上屋・5号岸壁先端部・7号上屋と、まき網漁業でトラックに直積みする3号から6号上屋及び8号上屋を分離することにより、漁業種類に合った高度衛	

生管理を実現する。

まぐろまき網漁業、いか釣漁業、沖合底びき網漁業及び陸送物は1号から2号上屋及び陸側に延伸した陸送上屋でセリ・入札を行い、かにかご漁業は5号上屋先端で入札を行い、すくい網漁業及び船びき網漁業は7号上屋で入札を行い、荷さばき所内及びその前面のエプロンは車両の進入を禁止し危害の進入を屋根や壁で防ぐことから、高度衛生管理エリアとする。

トラックに直積みするまき網漁業は、3号から6号上屋及び8号上屋で入札を行い、トラックに直積みした後、血水抜きするスペースは屋根と防鳥ネットによって危害の混入を防ぐことから、高度衛生管理エリアとする。

冷凍・冷蔵施設は、トラックに直積みされたまき網漁業の水産物が搬入される。搬入された水産物は魚体選別を経て凍結・冷凍保管されるため、閉鎖型で防鳥対策を施すことによって危害の混入を防ぐことから、高度衛生管理エリアとする。

7 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	
岸壁及び荷さばき所内で発生する排水は、全て排水施設で処理し、直接泊地に流さないようにすることで港内の水質の保全、ひいては周辺海域の水質の保全を図る。 荷さばき所や冷凍・冷蔵施設の整備にはLEDライトを採用するほか、電動フォークリフトを導入することにより、CO2排出量の抑制を図る。	

8 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
卸売業者事務所等	一式	本事業で整備する荷さばき所の2階に卸売業者事務所等を整備する。	単独事業
冷凍及び冷蔵施設	一式	本事業の目的の一つである輸出促進に対応する施設として整備された。	事業主体:漁業協同組合JFしまね

